

「女性従業員の健康支援」に係るモデル事業 モデル企業に関する要件および取組について

(目 的)

「女性従業員の健康支援」に係るモデル事業（以下「本事業」という。）は、都内中小企業等において、企業健診を活用した女性従業員の健康課題への対応を促進するとともに、女性が健康を維持し、安心して働き続けられる職場づくりにつながることを目的とする。また、本事業を通じて把握した企業等の課題、取組の現状及び有効な手法をモデル企業の事例として発信するとともに、得られた知見を今後の施策検討に活用する。

(定 義)

- (1) 企業等とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 3 条第 2 号に定める「特例有限会社」並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 22 条又は第 163 条の規定により成立した法人等をいう。
- (2) モデル企業とは、本事業に採択され、取組を行う企業等をいう。
- (3) 健康支援とは、企業等が希望した女性従業員に対して行う、女性特有の健康課題並びに女性が罹患しやすい疾病及び症状に関する支援をいう。対象となる健康課題等には、月経、妊娠・不妊、産後の不調、更年期、婦人科系疾患等を含むものとする。
- (4) 企業健診とは、労働安全衛生法に基づき事業者が労働者に対して実施する「定期健診」の総称であり、企業等が主体となって医療機関等に委託して実施するものをいう。
- (5) 検査とは、東京都福祉局が実施する「妊娠・出産前のヘルスチェック」（<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/preconceptioncare>）で助成対象となる検査、婦人科検診（子宮頸がん、乳がん）、フェリチン（鉄欠乏状態の把握）、骨密度、甲状腺ホルモン、卵巣・子宮の超音波検査等をいう。

ただし、労働安全衛生法に基づく一般健康診断（雇入時・定期健康診断）の法定項目は義務化されているため除く。また、市販の検査キット等による検査の実施は対象外とする。

(モデル企業の主な取組要件)

- (1) 本事業において、法定の企業健診とは別に、希望者が任意で受けることができる検査を実施している、又は本事業において実施予定であること。なお、検査は、企業等が主体となって医療機関等に委託して実施し、検査費用を全額負担すること。(女性従業員の費用負担がないこと。)
- (2) 検査の実施対象は、都内に勤務する女性従業員とし、原則として、少なくとも次の要件のいずれかを満たしていること。
 - ア 常時雇用する労働者(以下「常用労働者」という。)の女性5名以上が検査を受けること。
 - イ 都内に勤務する全常用労働者のうち、20%以上の常用労働者の女性が検査を受けること。
- (3) 本事業で取り組む、事前・事後アンケート調査、ヒアリング及び取材等に協力し、都の特設サイト「働く女性のウェルネス向上委員会」に掲載されることを了承していること。
- (4) 女性従業員の検査の受診や女性従業員向けの事前・事後アンケートへの回答の有無により、就業上の不利益な取扱い等が生じないように十分に配慮すること。
- (5) 本事業の目的と趣旨を理解し、取組期間中、積極的かつ継続的に取り組むとともに、女性従業員のプライバシーに十分配慮した対応をとることを理解していること。

(モデル企業の要件)

本事業において取組の対象となる企業等は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 常用労働者を5名以上雇用していること。そのうち1名以上は女性労働者であること。
- (3) 過去5年間に、重大な法令違反等がないこと。
- (4) 賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- (5) 都税の未納がないこと。
- (6) 東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと並びに法人その他の団体の代表者、役員、使用人その他の労働者又は構成員が、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者に該当する者でないこと。

(7) 企業名等及び取り組んだ本事業の内容等について公表することに同意していること。

(8) 東京都の事業についての情報提供を受けることに同意していること。

(本事業の取組内容)

(1) 事前アンケート調査（女性従業員向け・企業の人事労務担当者等向け）への回答

(2) 検査の実施

(3) 事後アンケート調査（女性従業員向け・企業の人事労務担当者等向け）への回答

(4) 事務局によるヒアリングへの協力

(5) 事例公表に係る取材等への協力

(検査の実施)

前述の「(本事業の取組内容)(2) 検査の実施」について、企業健診を活用した女性の健康課題に係る検査を、以下のいずれかにより実施すること。

(1) 事務局が提示する複数の検査項目を組み合わせた検査（以下「検査パッケージ」という。）を選択して新たに実施する。

(2) 東京都福祉局が実施する「妊娠・出産前のヘルスチェック」の助成対象となる検査の全部または一部を企業等が選択して新たに実施する。

(3) (1)(2)に限らず、企業等が検査を選択して新たに実施する。

(4) すでに女性の健康課題に係る検査を実施している企業等が、当該検査を引き続き実施する。

(協力金)

協力金は、原則として、取組内容を全て実施した場合に、20万円を支給する。

(取組対象期間)

取組対象期間は、モデル企業決定後から令和9年1月までを目途とし、原則として、当該期間内に取組を実施すること。

(本事業への申込)

(1) 本事業への申込は、申込受付期間内に、別途指定する申込フォームから行

うこと。

申込受付期間：令和 8 年 7 月 13 日(月)10 時 00 分～7 月 27 日(月)17 時 00 分

- (2) 1 企業等及び 1 代表者につき、申込は 1 回までとする。企業等の代表者が複数企業等の代表者を務めている場合、そのうち 1 企業等を選択して申し込むこと。

(モデル企業の採択、不採択)

- (1) 要件の適否や実現性などを確認し、本事業の目的及び趣旨を踏まえて総合的に評価した上で、**適当と認められるときは、速やかに採択の手続きを行い、当該決定の内容及びこれに付した条件について、運営事務局を通じて通知する。**採択の上限は 20 社とする。
- (2) 総合的に評価した上で、**適当と認められないときは、不採択の決定を行い、通知する。**
- (3) 採択後に辞退等が生じた場合は、採択上限数の範囲内で追加で採択を行うことがある。

(各種補助金等との併給調整)

本事業で実施する検査が、フェムテック導入による職場環境の整備等奨励金交付要綱(令和 8 年 3 月 17 日付 7 産労雇労第 3511 号)第 5 条第 1 項第 3 号の奨励事業により整備した制度と同一と判断される場合は、併給を認めないものとする。

(参考：想定スケジュール)

